



平成 24 年 5 月 9 日

各 位

大阪市北区堂島浜二丁目 2 番 8 号 東洋紡ビル

ヴィンキュラム ジャパン株式会社

代表取締役社長 瀧澤 隆

(JASDAQ・コード番号: 3784)

問い合わせ先 執行役員管理部長 西條 直樹

TEL 06-6348-8951

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月9日開催の取締役会において、平成24年6月27日開催予定の第23回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう定款変更案のとおり定款規定を新設し、併せて新規規定と重複する現行定款規定の削除その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第6条 (条文省略) | 第1条～第6条 (現行どおり) |
| 第7条 (自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> | (削除) |
| 第8条～第40条 (条文省略) (新設) | 第7条～第39条 (現行どおり) |
| 第41条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 | 第40条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u> |
| 第42条 (中間配当の基準日) <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u> | 第41条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> |
| 第43条 (条文省略) | (削除) |
| | 第42条 (現行どおり) |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月27日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成24年6月27日 (予定)

以 上